

公認心理師受験資格について

質問区分	質問		回答
	番号	内容	
受験資格全般について	1	大学及び大学院で公認心理師法の施行日前に履修した科目が、公認心理師となるために必要な科目に該当するかどうかは、どのように確認すればよいですか。	科目を履修した大学及び大学院で判断していただくこととなっていますので、大学及び大学院にお問い合わせください。ただし、公認心理師試験受験申込みの際に必要な科目履修証明書の様式は、指定試験機関において公表される予定ですが、検討中です。
	2	大学院で必要な科目を修了した後に、大学で必要な科目を履修するという順番でもよいですか。	法律では、大学において科目を修めてから大学院で科目を修めるという順番で記載されていることから、大学院の後に大学という順番は認められておりません。
	3	科目等履修生制度で大学を卒業後又は大学院の課程を修了後に、大学又は大学院における必要な科目を履修することで、受験資格を満たすことはできますか。	法律では、大学・大学院において科目を修めてから卒業・修了することが要件の一つとなっていることから、卒業後に科目等履修生制度を活用して履修した科目を、受験資格の要件として認めることができません。
	4	受験資格の特例で受験資格を得る場合、試験を受けられるのは、法律の施行から5年間だけですか。	現任者として受験する場合のみ、法律の施行から5年以内でなければ試験を受けられないという期限があります。その他の特例(過去大学・大学院で履修した科目が、公認心理師の科目として認められることが要件となっているものなど)には、期限はありません。
	5	現任者に該当するかどうかは、どのように確認すればよいですか。	省令や通知等で確認いただく必要がありますが、最終的には受験申込の際に判断されることとなります。
	6	実務経験や業務内容はどのように証明すればよいですか。	実務を経験している施設の代表者等が、業務内容について確認し証明することが想定されています。詳細は受験申込の様式等によるところとなります。(受験申込の詳細は指定試験機関が公表することになっていますが、現時点では検討中です。)
	7	どのような職種だと現任者として認められますか。	現任者の要件に職種は含まれていませんので、職種によらず業務内容等の要件を満たしていれば現任者として認められます。
	8	ボランティアでも実務経験として認められますか。	施設の代表者等が、反復継続する意思を持って従事するボランティアを実務経験として認めることは差し支えありません。
	9	現任者として該当するには、1日何時間以上の勤務が必要ですか。	最低限の時間の定めはありません。
	10	臨床心理士や認定心理士等の心理職資格を取得していますが、公認心理師試験を受験することができますか。	何らかの資格を有していることで、受験資格は得られません。必要な科目を修めていること又は実務を経験しているなどの受験資格の要件を満たす必要があります。
	11	職場が、実務経験施設として認められるかどうかはどのように確認すればよいですか。	公認心理師法施行規則で施設を定めている他、通知でも公認心理師法施行規則で定める施設に準ずる施設の考え方を記載していますので、御参考ください。最終的な判断は、公認心理師試験の受験申込の際に判断されることとなります。
	12	現任者講習会は現在公表されているものだけですか。	公認心理師現任者講習会として指定したものを公表しておりますが、今後、他の講習会を指定する場合もあります。講習会は指定し次第、公表させていただきます。
	13	現任者として受験資格を得る場合の人しか、現任者講習会を受講できませんか。	現任者として受験資格を得る場合でなくても、講習会を受講して差し支えありません。
	14	現任者講習会は試験対策になりますか。	現任者講習会は試験対策の講習会ではありません。
	15	現任者講習会修了の有効期限はありますか。1度受講すれば法施行後の5年間は有効ですか。	1度受講すれば法施行後の5年間は有効です。